

愛媛県博物館協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、愛媛県博物館協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長所属の施設におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、愛媛県における博物館・美術館・資料館・宝物館・水族館・動物園・植物園等の教育的展示施設（以下「博物館等」という）及びその関係者の協力により、博物館等の事業の普及発達を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 博物館相互の連絡、情報の交換
- 2 博物館等の事業にかかる関係機関との連絡及び協力
- 3 博物館等に関する一般知識の普及、及びその利用の奨励
- 4 研究会、講演会及び講習会等の開催
- 5 その他適当と認められた事業

第3章 会員

第5条 愛媛県内における博物館等をもって正会員とする。

- 2 役員を選出、総会の決議にあたっては、その代表者1名に限り資格及び権利を有す。

第6条 正会員は、次の区分により会費を納めるものとする。

県立 年額 4,000円

市町立 年額 3,000円

私立 年額 2,000円

(賛助会員)

第7条 博物館事業関係者、その他本会の趣旨に賛同する個人で、年額1口1,000円以上を納めた者を賛助会員とする。

第8条 賛助会員は、第4条に掲げた本会の事業による利益を得るほか博物館等利用について特別な便が得られる。

第4章 役員及び職員

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

理事 若干名

監事 2名

- 2 役員は、総会において正会員の中から選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再選することができる。
- 4 役員は、任期満了後も後任者が選出されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は会の運営、事業計画等を審議し、監事は会計の監査を行う。

(職員)

第11条 本会の事務を処理するため、事務職員若干名をおくことができる。

- 2 事務職員は会長が委嘱する。

第5章 会議

(会の召集)

第12条 会議は総会及び理事会とし、会長が召集する。

- 2 総会及び理事会の定例会は年1回開催し、必要あるときは別に臨時会を開くことができる。

(会議の構成)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成する。

(議決)

第14条 会議は出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、賛助会費、補助金、寄付金等をもって支弁する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

付則 (旧会則〔昭和35年7月1日制定〕全部改正)

- 1 この会則は、昭和58年5月17日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 この会則施行の際、改正前の会則によって選任されている役員については、本会則第9条により選任されたものとみなす。ただし、任期については従前のとおりとする。